

村内中小企業のみなさまへ

融資制度のご案内

自治金融制度・商工業特別融資制度・特別小口保証融資制度

東海村では、商工業の皆様を支援する事業として、村内中小企業者に対し、事業資金の融資を円滑に行い、中小企業の発展に寄与することを目的とした「自治金融制度」「特別小口保証制度」「商工業特別融資制度」を設けています。お気軽にご利用ください。

	自治金融制度	特別小口保証制度	商工業特別融資制度
融資額	1,000万円以内	300万円以内	500万円以内
融資期間	7年以内	7年以内	4年以内
保証人	原則として 法人代表者のみ	不要	原則として 法人代表者のみ
窓 口	東海村商工会		

※低金利でご利用可能ですが、融資利率は変動しますので、東海村商工会までお問合せください。

※特別小口保証制度の申込みにあたっては、直近2ヵ年度分の納税証明書（固定資産税・村県民税）が必要です。

※本制度をご利用される方は、東海村商工会への加入をお願いします。

融資対象者

- ・茨城県信用保証協会の保証が受けられるもの。（保証付融資または金融機関独自の融資について、遅滞等の債務不履行がないこと等）
- ・中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営むもの。
- ・個人事業主にあつては、東海村で12ヶ月以上事業を営む個人事業主（法人にあつては、12ヶ月以上事業所を有する企業）で、村税を完納しているもの。

取扱金融機関

常陽銀行東海支店
筑波銀行東海支店
水戸信用金庫東海支店
茨城県信用組合東海支店
常陸農業協同組合東海支店

申込先

東海村商工会

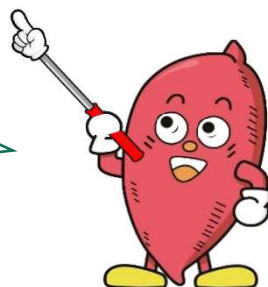
申込締切日

毎月10日（期限厳守）

東海村では

- ・信用保証料の全額負担
 - ・利子補給補助金（要申請）
- を実施しています！

東 海 村



提出書類	申込人	保証人	備考
信用保証委託申込書	(様式有) ○	—	
信用保証委託契約書	(様式有) ○	○	融資実行時に必要
個人情報取り扱いに関する同意書	(様式有) ○	○	・商工会 ・東海村（申込人のみ） ・金融機関・保証協会（初回利用時のみ）
最近2期間の決算書・申告書及び試算表の写し	○	—	試算表は法人のみ
所有不動産証明書	○	○	
村税の納税証明書（固定資産税・村民税）	○	○	特別小口利用の場合は2ヵ年度分が必要となります。
印鑑証明書	○	○	初回申込み時または証明事項に変更があったとき。
現在事項全部証明書及び定款	○	—	法人のみ。初回申込み時または証明事項に変更があったとき。
見積書の写し・カタログ等	○	—	設備資金の場合
許認可書の写し	○	—	許認可を必要とする業種のみ。すでに提出済みで、許認可証が有効期限内の場合は提出不要。
住民票抄本	○	—	新規借入者の場合

※上記提出書類以外にも、審査上必要な書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ先

名称	所在地	電話
利用・申込に関すること 東海村商工会	東海村村松北一丁目2番34号	282-3238
その他に関すること 東海村産業部 産業政策課	東海村舟石川駅東三丁目1番1号 東海村産業・情報プラザ (iViI) 1階101会議室	282-1711